

第6章 行動計画

本計画で設定した整備メニューを確実に実行するための行動計画を策定します。
また、事業完成までの期間において各事業の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直し・更新を実施します。

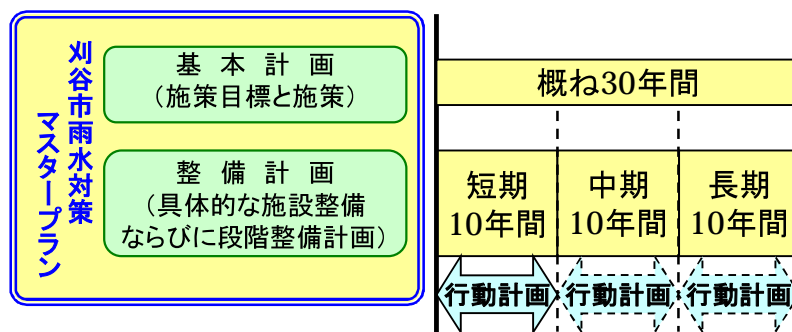
6.1 行動計画

本計画は、効果的かつ効率的に実施していくことが重要です。また、市民、事業者及び行政等がそれぞれ実施主体となる計画であり、それぞれが調整し、進めることが必要となります。

また、本計画の適切な進行管理のために、整備計画を短期・中期・長期に区切り、短期整備から順次10年間の実施メニューを明確にした行動計画を策定します。

さらに、整備後の施設の耐震化・長寿命化を行い、適切な施設の維持管理を行っていきます。

■2.6.1 行動計画の作成



6.2 進行管理

整備計画の進捗をモニタリングするとともに、PDCA サイクル²⁵⁾ (■2.6.2参照) によって実施状況をチェックしながら、継続的に評価・改善を行っていきます。

また、整備計画で定めた総合治水対策の評価については、関係部局で構成される組織を設立し、計画のフォローアップを行います。

関連計画の変更や計画構築の基礎となる諸条件に変化が生じた際は、適宜、計画内容の見直しを行うものとします。

■2.6.2 PDCA サイクルの概念図



<用語説明>

25) PDCA サイクル: Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する方法。